

改正

平成21年12月25日訓令第37号
平成22年3月31日訓令第30号
平成23年3月31日訓令第9号
平成24年3月23日訓令第4号
平成27年12月28日訓令第28号
平成28年3月31日訓令第14号
平成28年3月31日訓令第15号
平成29年3月31日訓令第27号

有田市一般不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊や不育に悩む夫婦に対し、体外受精及び顕微受精を除く不妊治療並びに不育治療（以下「一般不妊治療」という。）に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって不妊治療及び不育治療を受けやすい環境づくりに資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫又は妻のいずれかが和歌山県内に住民登録しており、その登録した期間が1年以上であること。
- (2) 申請日において本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されていること。
- (3) 次に掲げる法律（以下「医療保険各法」という。）に基づく被保険者若しくは組合員又はそれらの者の被扶養者であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 夫及び妻の前年（前年の所得が確定するまでの間については、前々年）の所得の合計額が730万円未満であること。この場合において、所得の範囲については児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条の、所得の額の計算方法については同令第3条の例による。

2 夫婦の住所地が異なる場合は、他の市町村との重複申請していない者とする。

(対象治療)

第3条 この事業の対象となる一般不妊治療は、次のとおりとする。

- (1) 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療及び不育治療
- (2) 医療保険適用外の不妊治療（体外受精及び顕微受精を除く。）及び不育治療

2 対象治療には、治療の一環として行われる検査のほか、治療開始前に行った不妊原因又は不育原因を調べるための検査を含む。

（対象経費）

第4条 この事業の対象となる経費は、前条の一般不妊治療に要する費用の自己負担分とする。ただし、医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより、その一般不妊治療に要する費用に対し給付が行われる場合はその額を控除した額とする。

（助成内容）

第5条 助成する額は、1組の夫婦に対して、前条の対象となる経費の合計額とし、1年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）当たり3万円を限度とする。ただし、和歌山県内の他市町村からの転入で、同一年度内に他市町村において助成を受けた金額が、本市の限度額に満たない場合は、その差額を控除した額を助成するものとする。

2 助成する期間は、同一対象者に対し、連続する2年度とする。ただし、助成を開始した診療日の属する月（以下「助成開始月」という。）が年度の途中で、初年度の助成期間が12月未滿かつ助成額が3万円未滿の場合は、第3年度の治療について、初年度の残りの月数（助成開始月から24月までのうち第3年度に属する月数）かつ3万円から既に助成した額を差し引いた額を限度に助成することができるものとする。

（助成の申請）

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、有田市一般不妊治療費助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 有田市一般不妊治療医療機関受診等証明書（別記第2号様式）
- (2) 戸籍上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本及び附票）
- (3) 夫婦の住所を確認できる書類（住民票）
- (4) 夫及び妻の児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条の4第2項第8号の規定に基づく所得の額に関する市町村長の証明書
- (5) 医療機関発行の一般不妊治療に要した費用に係る領収書

2 前項の申請について、申請者が希望する場合は、有田市一般不妊治療費助成申請書進達願（別記第3号様式）を添えて、本市を管轄する当該保健所長を経由し、市長に申請することができるものとする。

3 第1項の申請は、原則として、治療の受けた日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該年度分の治療が1月までである場合は翌年度の4月末日まで、2月までである場合は翌年度の5月末日まで、3月までである場合は翌年度の6月末日まで申請できるものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、助成の要件を満たしていると認めたときは、有田市一般不妊治療費助成事業助成金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者にその旨を通知し、助成金を交付するものとする。

2 市長は、交付を行わないことを決定したときは、有田市一般不妊治療費助成事業助成金

不交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、この要綱に違反その他の不正行為等によって助成を受けていた者があるときは、その者に既に支払われた当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年10月17日から施行し、平成19年4月1日診療分から適用する。

付 則（平成21年12月25日訓令第37号）

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日訓令第30号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日訓令第9号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月23日訓令第4号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則（平成27年12月28日訓令第28号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日訓令第14号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日訓令第15号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日訓令第27号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

有田市一般不妊治療費助成申請書

- 1 関係書類を添えて下記のとおり一般不妊治療費の助成を申請します。なお、本申請の審査に必要な範囲で、個人番号、戸籍、住民基本台帳、所得、市税の納付等の確認を行うことに同意します。
- 2 本申請にあたり、以前在住していた市町村及び都道府県での助成の有無の確認を行うことに同意します。
- 3 本申請に係る治療に対し、他の市町村及び都道府県の助成を受けません。

記

	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号
夫	()	年 月 日 (歳)	
妻	()	年 月 日 (歳)	
住所 (※1)	〒 電話 ()		
住所 (※2) (夫・妻)	〒 電話 ()		
1年前の住所 (※3)	〒		
過去1年間に居住 した市町村(※4)			
申請者 (口座名義人と同一) 氏 名 _____ 印 (夫又は妻が自署又は記名押印) 一般不妊治療に要した本人負担額 金 _____ 円 申請金額 金 _____ 円 (1年度上限3万円) 年 月 日 <p style="text-align: right;">有田市長 様</p>			
加入医療保険 (夫)	【保険者名称】 【被保険者証の記号及び番号】 【被保険者名】	【保険者番号】	
加入医療保険 (妻)	【保険者名称】 【被保険者証の記号及び番号】 【被保険者名】	【保険者番号】	
振 込 先	金融機関名	銀行・金庫・農協 本店・支店・出張所	
	預金種別	普通・当座	口座番号
	口座名義人 (申請者と同一)		
不妊治療開始時期 (※5)	年 月 頃 (歳)	不妊治療年間費用 (※6)	約 万円

※ 治療を受けた日の属する年度内に申請してください。ただし、当該年度分の治療が1月までである場合は翌年度の4月末日まで、2月までである場合は翌年度の5月末日まで、3月までである場合は翌年度の6月末日までに申請してください。

※ 一般不妊治療には、不育症に対する治療及び検査を含みます。(平成23年4月1日以降の治療・検査)

※1 夫婦の住所を記入してください。

※2 夫婦の住所が異なる場合に記入してください。

(住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいいます。)

※3 申請日の1年前の住所を記入してください。

※4 ※3以降に居住した市町村名を記入してください。

<以下の2項目(※5・※6)については、不妊治療対策の基礎データとし、今後の本事業の充実に役立
てたいと考えております。ご協力いただける方はご記入いただけますようお願いいたします。>

※5 今回の申請にかかわらず、あなたが一般不妊治療を開始した時期を記入してください。

※6 直近の1年間に一般不妊治療に要した費用の額を記入してください。(体外受精及び顕微授精は除きます。)

《添付書類》

1 一般不妊治療医療機関受診等証明書(別記第2号様式)

(薬局での投薬を受けた方は、薬局からの証明書と併せて提出してください。)

2 戸籍上の夫婦であることを証明する書類(戸籍謄本及び附票)

3 夫婦の住所を確認できる書類(住民票)

4 夫婦の前年の所得(前年の所得が確定するまでの間は前々年の所得)を証明する書類(所得証明書)

5 医療機関発行の不妊治療に要した費用に係る領収書

別記第2号様式(第6条関係)

有田市一般不妊治療医療機関受診等証明書

年 月 日

有田市長 様

医療機関等

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

下記のとおり、一般不妊治療を実施し本人負担額を領収したことを証明します。

(ふりがな) 受診者氏名		男・女	生年月日	年 月 日
貴医療機関における一般不妊治療開始年月日				
年 月 日 ~				
()年度における診療期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
保険診療に要した総点数	点	保険診療分の本人負担(領収)金額		円
保険診療以外の治療に係る本人負担(領収)金額 (ただし、体外受精及び顕微授精を除く。)				円
本人負担額の内訳	区 分	保険診療分		保険診療以外の 本人負担金額
		診療点数	本人負担金額	
	年 4月分	点	円	円
	年 5月分	点	円	円
	年 6月分	点	円	円
	年 7月分	点	円	円
	年 8月分	点	円	円
	年 9月分	点	円	円
	年 10月分	点	円	円
	年 11月分	点	円	円
	年 12月分	点	円	円
	年 1月分	点	円	円
	年 2月分	点	円	円
	年 3月分	点	円	円
治療の内容	<input type="checkbox"/> 不妊症	<input type="checkbox"/> 検査(検査名:) <input type="checkbox"/> タイミング療法(不妊相談) <input type="checkbox"/> 薬物療法(内服・注射) <input type="checkbox"/> 手術() <input type="checkbox"/> 人工授精 <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 不育症	<input type="checkbox"/> 検査(検査名:) <input type="checkbox"/> 薬物療法(内服・注射) <input type="checkbox"/> 手術() <input type="checkbox"/> その他()		
院外処方の有無	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し		
妊娠成立の有無	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 未確認	
出産の有無	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 未確認	

- 1 一般不妊治療(不育治療含む)に関する費用についてのみご記入ください。
- 2 入院費、食事代等の治療に直接関係ない費用は含まないでください。
- 3 治療開始以後、助成を開始した月から2年間助成を受けることができます。
- 4 医療機関が発行した受診等証明書の「院外処方の有無」が「有り」の場合は、院外処方に要した費用も対象となります。(薬局が発行する同証明書の添付が必要です。)

別記第3号様式(第6条関係)

年 月 日

保健所長 様

申請者

印

有田市一般不妊治療費助成申請書進達願

別添の有田市一般不妊治療費助成申請書について、有田市長あて進達願います。
別記第4号様式（第7条関係）

有田市一般不妊治療費助成事業助成金交付決定通知書

第 号

一般不妊治療費助成事業助成金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

有田市長

印

記

1 助成金：金 _____ 円

2 助成期間： _____ 年 _____ 月診療分～ _____ 年 _____ 月診療分

3 氏名： _____

4 住所： _____

5 申請日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

6 助成金の返還条件

有田市一般不妊治療費助成事業実施要綱第8条に該当することとなった場合は、直ちに助成金を返還すること。

第 号

一般不妊治療費助成事業助成金については、下記のとおり不交付することを決定したので通知します。

年 月 日

有田市長

印

記

- 1 不交付とした理由： _____ のため
- 2 氏名： _____
- 3 住所： _____
- 4 申請日： _____ 年 月 日

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、有田市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、有田市を被告（有田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。